

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第70号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、議案第70号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） おはようございます。

それでは、議案第70号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第7号）についてご説明をさせていただきます。

まず、第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,956万8,000円を追加し、総額をそれぞれ71億3,412万7,000円とするものがございます。

歳入歳出予算の補正後の款項の区分及び区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の総額につきましても、額につきましても、第1表 歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条としまして、第2表 債務負担行為の補正により、債務負担行為の追加をお願いしております。

第3条におきまして、第3表 地方債補正によりまして地方債の変更をお願いをしております。

おめくりをいただきまして、1ページから第1表 歳入歳出予算補正の歳入になります。

今補正につきましても、国庫支出金、県支出金から町債までとなります。

2ページに総額出ておりますが、合計で補正額1億7,956万8,000円としてございます。

3ページから歳出になりますが、今回、人件費の補正等もありまして、議会費から全ての款におきまして補正が、11を除きまして補正がございまして、予備費まで、総額1億7,9

56万8,000円となっております。

5ページにつきましては、第2表 債務負担行為補正ということで、今回、令和8年度へ向けて除雪機械の更新事業ということで、ロータリー除雪車1台の債務負担行為を限度額8,500万円をお願いしております。

6ページです。第3表 地方債補正でございますが、緊急防災・減災事業…

○議長（佐藤孝義君） ちょっと待ってください。

〔騒音のため中断〕

○総務企画課長（増田栄助君） 続けます。

○議長（佐藤孝義君） はい。

○総務企画課長（増田栄助君） 申し訳ありません。

今回、緊急防災・減災事業ということで、Jアラートの更新を補正でお願いしております。それに対するため地方債増額をお願いしております。

7ページ以降、事項別明細書となっております。

9ページからご説明をさせていただきます。

歳入でございますが、国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金におきまして、国保事業会計の操出金の財源となります保険基盤安定負担金等の増の額確定に伴いまして補正をお願いしております。

国庫支出金の国庫補助金でございます。総務費国庫補助金のうち総務管理費補助金におきましては、まず社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、戸籍の送り仮名通知事業の確定に伴いまして若干減額をさせていただきました。デジタル基盤改革支援補助金につきましては、奨学金の管理システムの改修。これは標準化に伴う改修がございますので、その部分での補助を見込んでおります。重点支援地方交付金でございますが、物価高騰対策分ということで、今回、商品券の配付を予定しております。その財源として7,813万2,000円を計上させていただきました。

衛生費国庫補助金でございますが、後期高齢のシステム改修分として、子ども・子育て支援事業補助金118万2,000円を見込んでございます。

国庫委託金でございますが、基礎年金事務費交付金ということで、税制改正に伴う年金システム改修に充てる補助として26万7,000円計上しております。

10ページ、県支出金でございます。民生費の県負担金につきましては、国庫負担金と同

様に国保事業特会への繰出となります。保険基盤安定負担金との額の確定に伴う補正となっております。

県補助金の民生費県補助金。ひとり親家庭医療費助成事業補助金については実績によりまして増額をしております。

農林水産業費の県補助金でございます。中山間地域等直接支払推進事業交付金につきましては、事務費確定に伴いまして増額となっております。担い手確保・経営強化支援事業補助金につきましては、新たに農業機械への補助として371万8,000円の増額でございます。福島県担い手づくり総合支援事業補助金につきましては県事業不採択となったことから、今回減額をさせていただきました。

県委託金の特別弔慰金支給事務費交付金については額確定に伴いまして補正を願っております。

11ページ、利子及び配当金の利子でございます。今回、各基金の利子収入について増額を願っております。これにつきましては3月に基金の積立を行っております。その時点で利率の大幅な増があったということで、今回、それぞれの基金について、見込まれる利子収入について増額補正を願っております。

12ページにつきましては財産売却収入ということで、不用品売却収入につきましては公用車等の公売に伴う増額でございます。

寄附金につきましては、自然首都・只見応援基金寄附金。ふるさと納税にかかる部分でございます。年度末までに若干、増額が見込まれますので500万円を増、させていただきます。逆に、企業版のふるさと納税につきましては減額をさせていただくものでございます。

最後、繰入金。基金繰入金でございます。減債基金5,233万2,000円繰入れをさせていただきます。繰上償還の財源として充てさせていただきたいと考えてございます。

13ページに特別会計繰入金でございます。後期高齢者医療特別会計繰入金としまして、令和6年度の療養給付費の精算として1,069万3,000円増額を願っております。

雑入の物件移転補償費でございますが、梁取地区の土地改良に伴う防犯灯の移設、また大倉国道改良に伴う防火水槽の移設に伴う補償費確定に伴いまして若干減額をさせていただいております。

町債につきましては、先ほど申し上げました緊急防災・減災事業債ということでJアラ-

トの更新に伴う起債を増額をさせていただきました。

14ページから歳出になります。

各科目におきまして、昨日、議決をいただきました人件費、給与改定等に伴う増額が計上させていただきます。

議会費におきましては、給料から共済費まで改訂等に伴います増額補正をお願いしてございます。

総務費の一般管理費でございます。報酬、給料、共済費までは給与改定等に伴います補正をお願いしてございます。需用費につきましては、庁舎管理費、庁舎を管理する中で暖房等の修繕費を今回、不足見込まれますので増額補正34万9,000円をお願いしてございます。

企画費につきましては印刷製本費でございます。これも昨日、議決いただきました振興計画の概要版等を全戸配付ということで、当初予算で100万円計上しておりましたが、若干、不足見込まれますので26万4,000円、今回、増額をお願いしてございます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 15ページ、7目、移住交流費から、9目のブナセンター費につきましては報酬、そして職員手当でございますが、給与改定に伴う補正でございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、16ページ、情報システム管理費でございます。

これ、歳入でも申し上げましたが、委託料としまして奨学資金管理システムの改修費、標準化に伴います改修が必要となっております。国庫支出金10分の10で今回、委託をさせていただくものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 11目、公民館費につきましては給与改定等に伴います人件費の補正となっております。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 12目、交通安全対策費でございます。

報奨金といたしまして、運転免許証自主返納者報償費ということで20万円の予算のお願いでございます。こちらにつきましては免許の返納をされた方に、ゆきんこタクシーの券を配っておりますけども、当初、20件ということで予算のほういただいておりますが、今月

で20件となりましたので、残りの分で10件追加ということで20万円の予算の願いをするものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、財政調整基金費及び諸費でございます。

これにつきましては歳入のほうで増額補正をさせていただいておりますそれぞれの基金の利子収入について積立をさせていただくもので増額をお願いしてございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 17ページ目中段からになります。

款の2、総務費。項の2、徴税費。目の1、徴税総務費でございます。こちらにつきましては給料から共済費まで改定に伴う増でございます。

その下、賦課徴収費、17ページ下段、1の報酬、それから職員手当等、18ページ目にまいりまして2の給料から4の共済費までにつきましては同様に増額の部分でございます。

10の需要費から役務費、委託料でございますが、こちらにつきましては振り仮名の通知書の作成、今年度ございましたが、事業完了に伴いまして精算をさせていただいた減額の分となっております。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして統計調査費でございます。

統計調査総務費としましては人件費、給与改定に伴う増額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続きまして、3款、民生費でございます。

民生費の社会福祉費、社会福祉総務費の報酬から共済費にかけましては給与改定に伴う補正でございます。委託料ですが、福祉交通の運行に際しまして、ガソリン代の不足が見込まれますので増額の補正をお願いしております。負担金、補助金及び交付金でございますが、介護タクシーの利用助成ということで、町外への医療機関等への利用が増えているということで、補助金の不足が見込まれますのでこちらも増額をお願いをしてございます。操出金については国保事業会計への操出となっております。20ページまいりまして…

以上ですね。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 20ページ目、2目、国民年金費でございます。委託料26

万8,000円、国民年金システム改修業務委託料でございます。こちら令和7年の税制改正による基礎控除もしくは給与所得控除に関する見直しがございます、システム改修の必要がございますので、その分につきまして補正をお願いするものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続いて、老人福祉費でございます。

こちらにつきましては報償費、賞賜金及び委託料については事業完了によります減額の補正でございます。積立金については利子収入となっております。

老人保健費及び介護保険費につきましては特別会計への操出となっております。

続いて、民生費の児童福祉費、21ページでございます。3目の母子福祉費でございますが、こちらは財源振替になっております。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 21ページ、4目、保育所・認定こども園費でございます。

1節、報酬から4節、共済費につきましては給与改定に伴う補正でございます。12節、委託料のバス運転委託料につきましては通園バスを利用した園外活動の実施が当初計画よりも増えたことに伴いまして増額をお願いをするものです。調理業務委託料につきましては明和保育所での業務について、これまでの実績に基づいて減額をさせていただくものです。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続いて、衛生費にまいります。

衛生費の保健衛生総務費です。給料から22ページの共済費にかけましては給与の改訂及び精算による補正となっております。操出金につきましては簡易水道事業会計への操出でございます。

予防費です。予防費、報酬につきましては給与改定によるもの。償還金につきましては令和6年度の実績によりまして返還が生じたので、それにかかる補正でございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 3目、環境衛生費でございます。

2の給料から4の共済費まで、給与改定に伴う増額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 4目の保健事業費及び5目、保健センター費でございます。

こちらにつきましては給与規定に伴う補正でございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 23ページになります。

款の農林水産業費。2目、農業総務費でございますが、こちらについては給与改定による補正額となります。

3目、農業振興費でございますが、1の報酬については給与改定によるものです。18節、負担金、補助及び交付金。こちら、補助金になりますが、担い手確保・経営強化支援事業補助金371万8,000円の増額をお願いしてございますが、こちら1経営体が県補助3割を受けてトラクターを新規購入するものでトンネル補助となります。二つ目の、風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業補助金410万5,000円の減額でございますが、こちらにつきましてはトマト生産組合が国の2分の1補助を受けてトマトハウス等を整備するものに町が2割を上乗せすることで予算を計上してございましたけれども、県が1割上乗せをするということで町予定していた1割分を減額するための減額でございます。一番下の地域担い手育成支援事業補助金。こちらについては1経営体でトマトハウスを整備する際に客土事業を県のほうに要望してございましたけれども、不採択ということで140万7,000円の減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 5目、交流施設費であります。積立金につきましては交流促進センター運営基金利子収入の積立金であります。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 23ページ、7目の農地費でございます。積立金につきましては、ふるさと水と土保全基金への利子収入の積立金となります。

24ページにまいりまして林業費に入ります。

1目、林業総務費、さらに3目の薪エネルギー推進費でございますが、こちら、どちらも給与改定による補正となります。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 25ページ、商工費。目の1、商工総務費であります。

商工総務費につきましては給与改定による補正でございます。

2目、商工振興費でありますけれども、役務費、手数料につきましては企業版ふるさと納税のサポート手数料ということで不足が生じたので計上するものです。12の委託料で

ありますけれども、ふるさと納税返礼品業務委託料につきましては、ふるさと納税の寄附が多いので、その不足が生じるおそれがありますので増額をさせていただくものでございます。続きまして、町内利用商品券発行业務委託料7,813万2,000円でございますけれども、歳入のほうでありましたけれども、重点支援地方交付金と、国の交付金を活用しまして元気応援券を一人あたり2万円で行いたいということでの計上でございますが、こちらのほう、これから準備いたしまして3月からの、急いでやっても3月ぐらいからの配付ということになりますので、使用期間を考えますと繰越明許ということさせていただいて夏ぐらいまでの使用できるように考えて現在おります。続いて、13節ですけども、使用料及び賃借料はふるさと納税システム、こちらのほう不足が生じるおそれがありますので55万円の補正でございます。積立金については地域産業振興等企業誘致基金利子収入積立金であります。

続いて、下段の3目、観光費であります。8旅費、普通旅費85万9,000円でありま
すけれども、こちらのほう、福島県主催で台湾におきまして、只見線台湾プロモーション事
業が1月23日から27日まで行われます。こちらのほうに町長の出席依頼がございました。
それに伴いまして台湾メトロ本社での観光PRをしまいにあります。町長につきましては只見
町の観光大使であります吉田瑠美さんとのトークショーを行う予定になってございます。2
4節、積立金につきましては観光施設等整備基金利子収入の積立金でございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 26ページ中ほどから8款の土木費になります。

1目、土木総務費ですが、1節、報酬から共済費までは給与改定によるものです。27節、
操出金については土地開発基金への利子収入の操出金となります。

27ページ、住宅費。1目、住宅管理費でございますが、償還金、利子及び割引料。過誤
納付還付金8万円ということの補正でございます。こちらにつきましては総合行政システム、
具体的には公営住宅家賃算定システムの中での業者設定分の家賃算定計数に小数点以下の端
数処理誤りがございまして、入居者によっては月額、最大で100万円の過納が発生するこ
とが発覚をいたしました。そういったことから確認可能な範囲が平成25年度までというこ
とでございますので、そちらについて訴求還付をしたいものでございます。還付対象者は5
0名、総額で7万9,000円程度ということで考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 27ページ中段からになります。

款の9、消防費。項の1、消防費、目、非常備消防総務費になります。2節、給料から4節、共済費までにつきましては給与改定に伴う補正でございます。12委託料、システム移設等委託料451万円につきましては、Jアラートシステムの改修費用となっております。

27操出金につきましては簡易水道事業会計への操出金ということで、消火栓の工事費等の操出金の減となっております。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 28ページの款の10、教育費、2目、事務局費でございます。

1節、報酬から4節、共済費につきましては給与改定に伴う補正でございます。14節、工事請負費につきましては教員住宅改修工事の事業完了によります減額でございます。24節、積立金につきましては教育施設等整備基金利子収入の積立金でございます。27節、操出金につきましては奨学資金基金利子収入の操出金でございます。

28ページの下段、5目、奥会津学習センター費から30ページ上段の2目、教育振興費まで給与改定に伴う補正でございます。

30ページ中段、項の4、社会教育費。1目、社会教育総務費、積立金につきましては、文化・スポーツ振興基金利子収入の積立金の増額の補正でございます。

2目、文化財保護費、3目、只見・モノとくらしのミュージアム費の報酬から職員手当につきましては給与改定に伴う補正でございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 先ほど、ちょっと説明に誤りがありました。失礼しました。

27ページの住宅管理費の過誤納還付金ですけれども、初処理誤りでの住宅料に過納があるものでございますが、私、先ほど、月額100万円、最大100万と申しましたが、最大100円でございます。大変失礼いたしました。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、改めまして31ページでございます。

公債費の元金及び利子でございますが、長期償還金としまして臨時財政対策債1件、繰上げ償還をさせていただきまして、後年度負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。予備費2,740万4,000円を増額して予算編成をさせていただきました。

32ページから給与費明細書となっておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上、補正予算、説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 1点伺います。

25ページの商工振興費の商品券でございます。

先ほどの説明ですと、どれだけ急いでも3月からの配付になって夏ぐらい、繰越明許で夏ぐらいというところなんです、一般的にそんなに時間かかる認識がないです。特にあの、町民の方、せっかくこういう国からのお金でされるのであればですね、よく言われる、ご承知のとおり冬場にお金がかかる地域だなと思っておりますので、その、何よりも優先すべき、ここ、スピード優先の事業じゃないかなと思います、ほかに方法たくさんありますよねと思うので、できない理由をもう少し教えていただきたいなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 実はこの事業、商工会のほうにこれまでですと出している事業であります。それで今、プレミアム商品券をまた12月に出しております。そういったこともありまして、今から急いでやって、また商工会の事業、冬季になりますと申告等の時期になりまして、なかなかちょっと、最大急いでもというお話をいただいておりますので、先ほどのようなお話をさせていただきました。勿論あの、早めに、町民の方に利用していただけるようにするのが一番なんですけれども、ある程度、計画的に国のほうでも補助金といいますか、交付金の枠組みを教えていただければあれなんですけれども、こういった緊急的な補正ということもありまして、なかなか対応をすることについて苦慮しているところでございますが、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） そうしますと、では、委託先を変えればよろしいんじゃないかなと。

もしくは直営でやればよろしいんじゃないかなと思いますが、簡単なお話ですとね。その何を優先するかというところなんです。委託先、いつもお願いをしている委託先がダメだから、町民の福祉、利便性を後回しにしますというのは少し、本末転倒なんではないかなと。もう少しできるところあるんじゃないかなと思うんです。それでしたら、本当にしょうがない、

本当にしょうがないよねとなるんでしたら、その繰越明許するのであれば、来年の冬まで使えるような形の、夏まで区切るという理由もよくわからないので、もう少しご努力だとか、ご尽力いただきたいというところの趣旨で発言しておりますので、その町民の顔を見た制度設計をしていただきたいという趣旨でありますので、もう少し精度を高めていただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 委託先につきましては検討させていただく部分もございますけれども、今の中で直営というのなかなか今、現状には難しいところがあります。

今、ご質問の中でありました期間を延ばしてという、そういったところに対応できる分については研究させていただいて、そのように、どのぐらいの期間設定がよろしいか、研究させていただいて対応してまいりたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 12ページの歳入の寄附金についてお伺いします。

ふるさと納税寄附金で350万の減額をされたということなんですけれども、昨日の一般質問で、ネイチャーポジティブ宣言をされたのにどういう意義がありますかというお話を伺った時には、企業版ふるさと納税等に非常に有意義であるという答弁をいただきました。そういう答弁をいただいて、なお、この350万の減額というのは矛盾してるんじゃないのかなというふうに思ってお伺いしますけれども、もう少し説明願います。その辺のところ。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 年度当初の歳入でですね、そういったネイチャーポジティブ等もございましたので、少しあの、歳入金額を上げてございます。実際そのネイチャーポジティブ認証されまして、現在、過ぎているわけでございますけれども、12月まできているわけでございますけれども、その動向を見ますとなかなか、現在のところは難しいというふうなことで減額させていただいたものでございます。

それでは、ネイチャーポジティブはどのような今、効果があるかということになるかと思っておりますけれども、実はあの、日清製粉グループでございますけれども、こちらの事業者がですね、只見町を会場に、母と子のネイチャースクール in 只見というものを実施しております。これに関わる主催は日本自然保護協会になってございまして、只見町はその、この場所

といいますか、会場ということで提供をしているわけでございますけれども、そういったところで日清製粉グループさんは、その日本自然保護協会の、その事業に対して、450万円の貢献をしているということで認証をされております。今回の場合は日本自然保護協会でございますけれども、今後、町でやる何らかのイベントや事業、そういったところに企業が賛同していただいて、支援をしていただける。直接、寄附という形になるか、形は様々でございますけれども、そういった面でネイチャーポジティブの認証というものは今後、期待できる点が多いのかなというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 今年度、まだ1・2・3月と3ヶ月残しているわけで、その中でもう、あきらめたのかなというふうに非常に消極的な補正予算というふうに受け止めざるを得ません。ですから、その辺のところ、まだ残り3ヶ月あるよという形で、今回、その350万の減額はやむなしとしても、まあ、多くても別にいいわけですから、その辺の残り3ヶ月、なんとかまあ、納税額上げるような努力をしていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（佐藤孝義君） ほかに。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 1点は、9ページの総務費、国庫補助金、国庫支出金の重点支援地方交付金ですが、これは国の予算確定して通知きてると思うんですが、今回については、400億円かな、町村支援で上乘せしているということで、それも加味して、こういう国の交付金の内訳になっているのかどうか。これは確認です。

それから、21ページの保健衛生費、保健衛生総務費の一般職給料。これ、マイナスになってますが、全体的には給与改定含めてプラスの中身で報告されました。このマイナスの要因は何なのか。そこ。

この2点お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） まずあの、重点支援交付金でございます。本予算につきましては、11月25日に国・県から通知をいただいた中で予算編成をさせていただきました。その際には、6年度の限度額の330パーセント程度というようなことで通知をいただいておりますので、その時点で約9,000万弱は見込めるだろうというところで、今回、商品

券への活用ということで補正をさせていただきました。で、結果としまして、12月17日になりますが、限度額の通知がありました。今回、只見町での限度額が1億68万円ということで通知はいただいたところでございます。

2点目の人件費の関係でございます。この部分で減額になってございますが、1名採用、保健師等の中途採用を見込んで当初予算、増員分を計上してございました。これまで、この期間、採用適わなかったことから、その分を精算をさせていただいて、今回減額をさせていただいた内容でございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、先ほど12月17日に、国の重点支援地方交付金の内容ですが、12月17日に限度額1億、その後ちょっと聞き漏らしましたが、1億円以上ということで、そうすると、これ、100パーセント、歳出で先ほど商品券の発行ということで、そうすると、2億2,000万以上のお金、限度額で違うというふうに、こないですか。限度額で1億いくらですよ。限度額いっぱいまで使えるという理解じゃないんですか。その辺についてちょっと、限度額と実際のこの予算額との差の内容についてお聞かせください。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ちょっと言葉足らずでした。

限度額1億円ということで、ここまで使えますということで12月に通知をいただいたところでございます。補正予算組む時点では、額が正確に見込めませんでしたので、当面、支出額と同額を計上させていただいて、今後、差額については、1億までですから、あと2,000万ちょっとでございます。それについては今後の補正予算の中で計上をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

3回目です。

○8番（山岸国夫君） 同じところで、差額の2,000万。これは今後の補正でということで、その補正っていうのは今回じゃなくて、3月までの中での今年度中の補正で活用していくというふうになりますか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今年度まで、3月までの補正で計上をさせていただく予定でございます。

使途につきましては、この交付金につきましては、町村で7年度事業、7年度として予算計上しているものに使っていいですよということになってございますので、差額についてはプレミアム商品券等、今回増額をさせていただく分もございますので、そちらに充当させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 24ページの薪エネルギー推進費の中の、これ、人件費だと思うんですが、この人件費にかかる職務の内容教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 24ページ、3目、薪エネルギー推進費の報酬にかかる職員の職務の内容ということですかね。

これ、薪エネルギー利活用事業にかかる、会計年度任用職員になるわけですがけれども、例えば町内の、今後、間伐事業等をしていくうえでの、所有者の確認であったり、今後進められていく集落への説明会等々の準備。いわゆる薪エネルギー利活用事業を今後進めていくための、様々ございますけれども、そういったことへの職務に対する会計年度任用職員の報酬ということになります。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 大変よくわかりました。

今回、薪エネルギーボイラーが稼働するにあたって、私、例えばあそこに一人、職員というか、臨時の方を雇って薪をくべるような作業かなと勘違いしました。で、私達が研修行った時には、要するに温泉施設の従業員、例えばパートの方なんか、3時間に1回ぐらいで簡単に薪をくべれるような研修を受けてきましたんで、まあ、そういった方向かなと思って、ちょっと私、勘違いしてお聞きしました。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 21ページの保育所、認定こども園費の中の委託料。調理業務委託料370万ほどが減額になってます。ちょっと、この中身、もう一回ちょっと教えていただきたいのと、この減額によって、調理業務に関してなんか支障があったか、支障ないのか、そ

の辺教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問でございますが、当初、3保育所の調理業務の委託料としまして計上させていただいておりましたが、実際には明和保育所の調理業務、行っておりませんでしたので、その分の減額となります。特段、その影響というのはございません。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第70号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第71の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第2、議案第71号 令和7年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第71号 令和7年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の予算の総額にそれぞれ248万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,573万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

表紙おめくりいただきまして、1ページ目、第1表 歳入歳出予算補正でございます。の歳入でございます。県の支出金から諸収入まで、合わせまして248万6,000円の補正となっております。

2ページまいりまして歳出です。こちらも総務費から予備費まで、合計で248万6,000円の補正でございます。

5ページ目から説明をさせていただきたいと思います。

歳入でございます。

県支出金、県補助金の特別交付金でございます。県繰入金、2号分ということでの増額ですが、内容としましてはシステム改修に充てる分の補助となっております。

財産収入の基金積立金利子でございますが、利率の上昇によりましての増ということでございます。

繰入金、一般会計からの繰入金でございますけれども、こちらは国及び県の額の確定に伴う収入に見合った分を一般会計から繰り入れているものでございます。

6ページまいりまして、諸収入の雑入でございますけれども、見込みによりましての減でございます。

7ページまいりまして歳出です。

総務費、総務管理費の連合会負担金でございますけれども、こちらにつきましては国保連合会のシステムの改修分でございます。こちら標準化に伴う改修が行われます。その分のシステム改修の町負担分として納付する金額となっております。なお、こちらにつきましては先ほど歳入で説明をしました県からの補助金を充当してございます。

その下、国民健康保険事業の納付金でございますけれども、こちらは財源の振替の補正となっております。

8 ページまいりまして基金積立金でございます。これにつきましては利子収入分を積み立てるものでございます。

予備費で予算を調整させていただいております。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 7 1 号 令和 7 年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 1 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 7 2 の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 3、議案第 7 2 号 令和 7 年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第72号 令和7年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,766万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ3億6,524万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

一枚おめくりいただきまして、1ページ目、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、診療収入から介護給付費等収入まで、合わせまして1,766万3,000円の補正でございます。

2ページまいりまして歳出でございますけれども、診療所費におきまして1,766万3,000円の補正でございます。

5ページから説明をさせていただきたいと思っております。

歳入でございます。

診療収入の歯科外来収入ということで、今後の歯科の診療報酬の増額が見込まれますということでの増額になってございます。

中段まいりまして訪問看護収入でございます。こちらにつきましては訪問看護を受けている利用料が増の見込みということでの増額とさせていただいております。

下段の財産収入につきましては基金の積み立て利子の収入で利率の上昇によるものでございます。

6ページにまいりまして諸収入の雑入でございます。今回の予算編成につきましては雑入のほうで調整をさせていただいております。

10款の介護給付費等収入でございますけれども、こちらは診療所で実施をしている通所リハビリサービス。こちらにつきましても利用料が増えているということでの増額の補正でございます。

7ページまいりまして歳出でございます。

診療所費、総務費の一般管理費ですが、報酬から共済費につきましては給与改定及び精算による増減となっております。積立金につきましては利子分の収入でございます。

下段の診療所費、医業費の医科管理費でございますが、こちら報酬から8ページまでの

共済費につきましては給与改定及び給与の精算に伴う増減となっております。

8 ページ中段の医科医薬品衛生材料費でございますが、すみません、間違えました。

医科管理費の委託料が抜けました。大変申し訳ございません。委託料の感染性産業廃棄物処理委託料につきましては、処理単価の増及び利用料の増ということで不足が見込まれますので増額をお願いでございます。また、画像読影診断委託料ということで、CTの画像等を専門機関のほうへ、専門の診断をしていただけたところへ読影の委託をしておりますけれども、今年度、見込み、当初よりも件数のほうが大きく増えているということで不足が見込まれますので、こちらも増額をお願いでございます。

3 目の医科医薬品衛生材料費でございますけれども、こちら医薬品の衛生材料費が非常に大きく、価格が高騰しているということもございまして、またあの、年度途中、医師が1名増えたという、常勤医師1名増ということもありまして、こちらの使用料及び価格高騰により、当初見込んでいた額を大きく超える見込みだということでの増額をお願いでございます。

医科検査費につきましては、血液等、様々な検査の委託をしておりますけれども、こちらについても検査料の単価の増及び検査の件数が増えているということで、こちらも当初の見込みよりも大幅に予算が足りなくなる見込みということでの増額の補正でございます。この時点での大きな補正ということで、当初の見込みがなかなかうまくいかなかったということもありまして、大変申し訳ありませんけれども、ここにつきましては何卒ご理解をお願いしたいと思います。

歯科管理費でございます。こちら報酬から共済費につきましては給与改定に伴う補正となっております。

9 ページまいりまして歯科医療品衛生材料費でございます。こちらも医科と同様に医薬品衛生材料費等の価格が高騰しております。特に歯科につきましては金属類の高騰が著しいということで、こちらも不足が見込まれますので増額をお願いでございます。

また、歯科技工費でございます。こちらは歯科技工分を委託をお願いしているわけなんですけれども、こちらにつきましても非金属以外の価格も高騰をしております、金属については町のほうで購入をして技工のほうに委託を出すという形をとっておりますが、非金属につきましては歯科技工士のほうで購入をして加工をするという状況になっておりますので、金額が上がるということで委託料全体が高騰しているというような状況でございます。こちらも増額をお願いでございます。

診療所費の給食費でございますけれども、こちらにつきましては現状の見込みによりましての減とさせていただくものでございます。

10ページから給与費明細になってございますのでご覧いただければと思います。

説明については以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 先ほど説明あった、8ページの医科検査費、血液検査委託料。それから、9ページの歯科技工費のこの委託料の関係ですが、これはあの、患者さんが、これ、掛かって、保険適用があるわけですね。で、あとは診療所への収入も診療報酬としてあると。それとこの委託料の、この金額との、血液検査も含めてですが、その辺のこう、流れの関係を教えていただきたいんですが。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） こちらの予算に計上をさせていただいた委託料というのは、実際、診療所で簡易的に検査できるものもありますけれども、診療所では検査しきれないものについて、それぞれのところに委託をして詳細な検査をしてもらうという委託料になってございます。

実際あの、診療所で診療を、受診をしまして、血液等を採取して、その検査にかかる診療報酬というのは勿論、個人負担を除きまして診療報酬という形で入ってはきておりますので、こちら、診療報酬の分も、こちらの検査費のほうに最終的には充当になる部分かなと思いますけれども、直結するものではございませんので、あくまでこれは検査を委託している委託料ということになります。かかる費用に、診療報酬は公定価格ですので、検査に対しての診療報酬の単価というか、点数が決まっておりますので、それは診療所として診療報酬として収入をしますけれども、こちらは血液検査の委託に対しての支払いになるので事業所のほうに払うものということでございます。歯科についても流れとしては同様でございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 6ページの歳入の部分の雑入についてお伺いしたいと思うんですけ

れども、これ、例えば普通だと、繰入金とか、そういった名目が入ってくるのかなというふうに理解してはいますが、これ、雑入とされた、この雑入の内訳を教えてくださいませんか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 本来ですと、例えばあの、収入と歳出のバランスがとれない場合については、最終的に基金からの繰入であるとか、予備費である、そういったもので歳入歳出の額を調整をさせていただいているところなんですけれども、今回につきましては、診療所の国保施設会計としては雑入の、見込み雑入ということで予算を調整をさせていただいたということですので、内訳等についてはここでお示しできるものではございません。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） すみません。もう1点だけ。

7ページの一般管理費の一番上段、報酬の非常勤職員報酬、減額。それから項の2の医業費の目の医科管理費、非常勤職員報酬60万減収と、減額ということですが、この二つの中身について、どういう方のこれは減額になるのか。そこを教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 診療所費の一般管理費の会計年度任用職員報酬の減につきましては、現状、診療所で清掃等でお仕事をいただいている方の働き方の変更ということでの減でございます。

医業費の医科管理費につきましては、会計年度の看護師等で見込んでいた報酬でございますけれども執行の見込みがないということでの大きくは減ということでございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第72号 令和7年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第73の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第4、議案第73号 令和7年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第73号 令和7年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額のそれぞれ1,636万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億7,636万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

一枚おめくりいただきまして、1ページ目、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますけれども、後期高齢者医療保険料から諸収入まで、合計で1,636万8,000円の補正となっております。

2ページまいりまして歳出でございます。総務費から諸支出金まで、合計で1,636万8,000円の補正でございます。

5ページ目から説明をさせていただきます。

歳入でございますけれども、後期高齢者医療保険料ということで、こちらにつきましては

額の確定の見込みということでの補正となっております。特別徴収の保険料につきましては10月末時点での調停から見込まれる金額に対しての補正。普通徴収につきましては75歳到達見込みによる補正でございます。

繰入金でございますけれども、一般会計の繰入金ということで、一般会計でも説明がありましたが、システム改修にかかる分ということで国庫補助分を繰入れているものでございます。

繰越金につきましては1号補正ということで、前年度分ということで計上をさせていただいております。

諸収入、雑入でございますが、過年度収入ということで、令和6年度の精算に伴いまして返還されるということで歳入での増額の計上でございます。雑入については見込での減でございます。

6ページまいりまして歳出です。

総務費、総務管理費、一般管理費でございますけれども、こちら委託料ということで、後期高齢者医療のシステム改修委託料ということで、補助金でいただいた分で改修をするのでございますけれども、内容としましては令和8年度から子ども・子育て支援金制度というのが始まりまして、それに対応するためのシステム改修となっております。

その下、後期高齢者医療広域連合納付金ということで、こちらにつきましては収入見合い分としての増額の補正でございます。

諸支出金の繰出金につきましては、先ほど歳入でも説明をしましたがけれども、令和6年度精算によりまして返還が生じたので、それを歳入で入れまして、一般会計のほうに繰り戻すというものの補正となっております。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第73号 令和7年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第74の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第5、議案第74号 令和7年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第74号 令和7年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ166万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億378万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

おめぐりいただきまして、1ページ目、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、国庫支出金から繰入金まで、合わせまして166万2,000円の増の補正でございます。

2ページまいりまして歳出でございます。総務費から予備費まで、合計で166万2,0

00円の増の補正となっております。

5ページ目から説明をさせていただきたいと思います。

歳入でございますけれども、国庫支出金の補助金、国庫補助ということで、介護保険制度改修に伴うシステム改修の補助金分となっております。

財産収入の利子につきましては基金利子収入ということで、利率の上昇に伴う増額の補正でございます。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入ということで、こちらは給与改定に伴う人件費分及びシステム改修、先ほど国庫補助でシステム改修の話をしましたが、システム改修の町負担分を一般会計のほうから繰入をするという内容になってございます。

6ページまいりまして歳出です。

総務費、総務管理費、一般管理費の委託料ですが、こちらは介護保険制度の改正に伴うシステム改修の委託料ということで、改修の内容としましては令和7年度の税制の改正に伴う改修でございます。

2段目、総務費、介護認定審査会費でございますが、こちらは人件費ということで給与改定に伴う増となっております。

下段の保険給付費でございますけれども、こちら、6ページから8ページにかけてまして保険給付費に関しては、今後の実績見込みによる補正となっておりますが、6ページの一番下、地域密着型介護サービス給付費。こちら大きく減となっておりますけれども、こちらの理由としましてはあさくさホーム、地域密着型の施設ということでそちらの入居がゼロになったというのが主な原因でございます。

7ページ、最上段の施設介護サービス給付費負担金。こちら大きく増となっておりますけれども、こちらについてはあさくさホーム等に入所されていた方が転居されたということでの大幅な増となっておりますのでご承知おきいただければと思います。

8ページの最下段、地域支援事業費に移ります。こちらにつきましては人件費の分でございます、給与改定に伴う補正でございます。

9ページまいりまして基金積立。こちらは基金の利子収入分の増でございます。

諸支出金の償還金でございますけれども、令和6年の精算によりまして返還の額が確定しましたので、それに伴う補正でございます。

予備費で調整をさせていただきました。

10ページ目からは給与明細となっておりますので後程ご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第74号 令和7年度只見町介護保健事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第75の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第6、議案第75号 令和7年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第75号 令和7年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ54万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,254万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

一枚おめくりいただきまして、1ページ目、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては財産収入と繰越金、合わせまして54万6,000円の補正となっております。

2ページまいりまして歳出でございます。総務費から予備費まで、合計で54万6,000円の増の補正となっております。

5ページ目からご説明いたします。

歳入でございます。

財産収入ということで、基金の利子、利率の上昇に伴う増額の補正でございます。

繰越金でございますけれども、第1号補正ということで前年度からの繰越金の分を増額をして計上をしております。

6ページまいりまして歳出です。

総務費、施設管理費、一般管理費でございますけれども、こちらは人件費ということで給与改定に伴う増額の補正をさせていただくものでございます。

基金の積立金につきましては利子分でございます。

予備費で予算の調整をさせていただきました。

7ページから給与費明細となりますのでご覧いただきたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第75号 令和7年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第76の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第7、議案第76号 令和7年度只見町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、議案第76号 令和7年度只見町簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和7年度簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによつてでございます。

第2条といたしまして、収益的収入及び支出の補正でございます。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の金額を次のように改めるものでございます。

まず第1款の収入です。簡易水道事業収入ということで、第2項の営業外収益100万円の減額の補正でございます。こちらにつきましては消費税の還付金を当初の予算の中でみてございましたが、そちらのほう、見込みがなくなったため減額をさせていただくものでございます。

支出です。第1款、簡易水道事業費用の支出になります。

第1項、営業費用64万8,000円の補正額につきましては人件費の、今回の給与改定による人件費の補正でございます。

第2項、営業外費用185万9,000円につきましては、消費税の国の納付額が確定したことによります補正でございます。

第4項で予備費で調整をさせていただいております。

その下、資本的収入及び支出の補正でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の金額を次のように改めるものでございます。

まず第1款の収入、簡易水道の資本的収入でございます。

第1項の企業債につきましては叶津地区の水源、旧水道の水源施設の解体の工事が完了いたしましたので、当初見込んでおりました企業債のほう、減額させていただいたものでございます。

補助金につきましては工事完了によります工事費の減額等ございまして、後ほど明細のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

第3項、負担金につきましては同じく補償費確定によります増額となっております。

その下、第1款の支出、簡易水道の資本的支出でございます。建設改良費にかかる工事費、工事の完了と予算の組み換えによります8,400万円の減額となっております。

続いて、裏面、2ページ目をご覧くださいと思います。

第4条といたしまして債務負担行為ということで、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおりと定めるとしてございます。

入叶津水道管布設替え工事でございます。期間については令和7年度から令和11年度までといたしまして、限度額4,545万8,000円の債務負担行為のお願いでございます。

こちらにつきましては、本年度内で水道管の布設替え工事の予定をしてございましたが、入叶津地内の289号の県の工事の進捗に合わせまして、今年度から債務負担を定めまして、11年度まで、この期間内で実施をしていくと、県の工事に合わせた形で工事のほう進めさせていただくということで、今年度の予算を減額いたしまして債務負担ということで改めてこちらのほうで負担行為としてさせていただいたものでございます。

その下、第5条、企業債でございます。予算書第5条中の表中、起債の限度額を次のように改めるということで、過疎対策事業債、簡易水道事業債、それぞれ補正額として3,19

0万円の減額となっております。こちらにつきましては旧水源、叶津地区の旧水源の解体工事終わりました、補償額も確定いたしましたので、当初、それに充てる予定をしておりました企業債のほうを減額をさせていただくものでございます。

その下、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正ということで、第8条に定めた経費を次のように定めるということで、今般の給与改定に伴いまして職員の給与費25万2,000円を増額をさせていただくものでございます。

次のページから明細書になります。

3ページ目につきましては給与費の明細書の総括になってございます。

続いて、4ページ目、(聴き取り不能)になりますが、給料及び手当の増減額の明細となっております。

5ページ目、債務負担行為に関する調書ということで、先ほどご説明させていただきました入叶津水道管の布設替え工事、限度額4,545万8,000円ということで、こちらのほう債務負担に関する調書となっております。

続いて、6ページ目ご覧いただきたいと思えます。

6ページ目、こちら明細書になりまして、収益的収入及び支出の明細が6ページ目になります。

収入につきましては営業外収益ということで、消費税の還付金、当初見込んでおりました額を今年度は還付金がないということで減額を100万円させていただくものでございます。

支出の補正の内訳でございますが、まず款の簡易水道事業費用、項の1の営業費用です。営業費用の中には2目の排水及び給水費と3の総経費ということで、手数料から給料、手当含まれるものでございます。右側に備考ございますが、一番上段の手数料につきましては有機フッ素化合物、PFOS・PFOAというものでございますが、こちらの検査費用、7カ所、増加しなければならないことになりましたので、その分の費用の増額。2節の給料から7節の法定福利費引当金の繰入額につきましては給与改定によるものでございます。

その下、営業外費用です。消費税及び地方消費税ということで、令和6年度の確定申告によります不足額、備考にございます89万3,000円、併せまして、令和7年度、今年度、中間納付が発生したため96万6,000円。合わせまして185万9,000円を補正させていただくものでございます。

その下、予備費で、こちらのほうで調整をさせていただいております。

7 ページ目にまいりまして、資本的収入及び支出になります。

上段、収入でございます。

1 目の企業債になりますが、先ほども企業債のほうでご説明をさせていただきました額を減額させていただくものでございます。

補助金につきましては、1 目の他会計補助金については、消火栓工事、物件移転補償工事、一般会計繰入金ということで、それぞれ予定しておりました繰入金等、工事完了したものに關して精査をさせていただきまして補正減額となっております。2 の国庫補助金につきましては事業完了に伴いまして国の交付金の額が確定いたしましたので、確定した額に沿いまして1, 300 万円ほど増額をさせていただいております。

3 の工事負担金ということで、こちらについては備考欄ございます物件移転補償費、叶津地区の旧水道施設の解体工事。それから入叶津地区の補償費ということで、それぞれ工事完了に合わせた減額、または増額とさせていただいております。

その下、支出でございます。

支出につきましては、まず4 節の委託料につきましては黒谷地区の測量業務につきまして、現在行っている中で変更契約ということで詳細図の部分、追加をさせていただいた金額で600 万円の補正をさせていただいております。工事請負費につきましてはそれぞれ工事の完了等になりますが、消火栓の移設工事は工事の完了に伴うもの。配水管の布設工事と舗装の本復旧工事、それぞれ6, 000 万円ほどございますけども、こちら只見地区の中で、当初、配水管の布設替えを全地区終わらせてから舗装というところの予定でございましたが、配水管の布設換えの工事の一部を舗装本復旧の工事に変更いたしまして、年度を区切って、若干、工事内容を変更させていただいたことによる増と減になってございます。大倉地区の給水配管の布設替え、叶津浄水場の解体工事、消火栓設置工事ということで、こちらにつきましてはいずれも工事の完了に伴う事業予算の精査でございます。最後、入叶津水道管の布設替え工事ということで、当初、7, 500 万円ほど予定をさせていただいて、本年度から工事のほう発注する予定でございましたが、先ほど申し上げたとおり、県のほうの発注に合わせて工事をさせていただくようにするために債務負担行為とさせていただいております。なお、当初7, 500 万円で予算みてございましたが、事業内容、県の工事と合わせて精査をしまして、債務負担行為につきましては4, 500 万円ということで改めて金額のほうは精査をさせていただいております。

説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 債務負担行為についてお伺いします。

入叶津の水道管の布設替え工事。これ、令和11年までの見込みでございますけれども、そうするとあの、開通になるのって令和8年か9年というふうに言われてますけれども、開通後もこれ、工事をやらざるを得ないような状況になるのかどうか。そこ1点お伺いします。トンネル工事もあつから、その分も含めてなのかもしれないですけども、その辺、ちょっと説明をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） こちら、入叶津地区の道路の工程表が示されまして、その中で道路工事に絡むものが主となっております。我々のほうとしては水道管の布設替え、それから道路の付け替えに合わせた水環境の配置ということでございますので、その工事に合わせてということになります。そういった中で今回、債務負担行為に切り替えをさせていただいたということですので、県の進捗に合わせて道路の開通時期と、また工事のそういった部分については今のところ計画ではそうなってます。開通時期の部分に関しては、勿論、今の部分の暫定供用という形で示されておりますので、そこは変わらないと思っております。その部分以外で、道路工事の進捗に合わせて我々のほうの配水管の布設替えをさせていただくということで、そのような予定でおりますので、ご了承をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第76号 令和7年度只見町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第77の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第8、議案第77号 令和7年度只見町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、議案第77号 令和7年度只見町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

総則といたしまして、第1条、令和7年度農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとしてございます。

第2条といたしまして、収益的収入及び支出の補正でございます。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の金額を次のように改めるものでございます。

第1款の収入でございます。こちらにつきましては第2項の営業外収益で100万円の減額となっております。先ほどの水道と同じように消費税の還付金を見込んでおりました分を減額させていただくものでございます。

支出、第1款、農業集落排水事業費用の支出のほうでございます。

第1項の営業費用22万円につきましては給与改定に伴うものでございます。

第2項、営業外費用99万7,000円につきましては消費税の国への支払分の補正でございます。

最後、予備費で調整をさせていただいております。

その下、第3条、資本的収入及び支出の補正でございます。

予算第4条に定めた資本的支出の金額を次のように改めるとなっております。

収入については補正はございません。

支出でございます。

第1項、建設改良費451万円の減額につきましては事業完了に伴いまして精査をさせていただきます。補正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次の裏側の2ページ目ご覧いただきたいと思っております。

第4条といたしまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるとさせていただきます。科目としては職員の給与費、今回の改訂に伴う補正額22万円について第4条で規定をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、明細書、一枚おめくりいただきまして、3ページ目ご覧いただきたいと思っております。

3ページ目につきましては給与費の明細書となっております。それぞれ手当の内訳まで記載でございます。

4ページ目、裏側になりますが、今回の改訂に伴います（聴き取り不能）の部分の増減額の明細となっております。

続いて、5ページ目でございます。5ページ目、明細書になります。

収益的収入及び支出の収入につきましては、営業外収益ということで消費税及び地方消費税の還付金100万円の減額ということで調整をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

支出につきましては款の1、営業費用でございます。こちら給料から6の法定福利費引当金まで、給与改定に伴いますものでございます。補正額の合計22万円ということで、先ほどの総括表の額となっております。

その下、2項の営業外費用になります。消費税及び地方消費税ということで、一番右側の備考にございますとおり、令和6年度確定による不足額30万円。令和7年度に中間納付として69万7,000円。合計99万7,000円を補正のお願いをするものでございます。

予備費で調整をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入について変更ございません。

支出につきましては、工事請負費、施設工事費ということで、こちら施設のほうの整備工

事の完了に伴いまして事業予算、精査をさせていただいた分、451万円減額をさせていただいております。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第77号 令和7年度只見町集落排水事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りいたします。

町長より、議案第78号 財産の取得について、議案第79号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第8号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、以下、日程を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号、議案第79号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料の配付をさせます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第78号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） それでは、追加日程第1、議案第78号 財産の取得についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案の説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可しますので、配付ください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりました。

説明願います。

○農林建設課長（星 一君） 議案第78号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものでございます。

1、名称、種類、数量。農産物集出荷施設付帯設備等備品一式でございます。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億2,449万6,900円。4、契約の相手方、南会津郡南会津町下山字田中100、有限会社マスヤ、代表取締役、馬場亮であります。

配付しました資料のほうをご覧いただきたいと思います。

こちら入札結果報告になってございますが、入札日時、12月18日に執行いたしました。

入札参加願いが提出されている農機具メーカー、さらには大規模農機具の取り扱い店、3者を指名をさせていただきました。結果として有限会社マスヤが落札ということでございます。落札率については95.0パーセントとなっております。

本事業につきましては、議会11月第2回会議で議決をいただきました一般会計補正予算の債務負担行為で執行する仮称、只見地区ライスセンターに整備する乾燥調整機器等一式のものでございます。本年の米価高騰により全国的に農業用機械の発注需要が大きいということで、年内発注で来年度の刈り取りシーズンまでに備品調達を求めたいというものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第78号 財産の取得については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なし

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第79号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、追加日程第2、議案第79号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第79号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ824万2,000円を追加し、総額を71億4,236万9,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額については、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

1ページが第1表になります。

歳入ですが、国庫支出金824万2,000円を増額をお願いしてございます。

2ページ、歳出でございます。民生費及び予備費において増額補正、増額824万2,000円としてございます。

3ページから事項別明細書になりますが、5ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。今補正につきましては、国庫補助金としまして、国の施策でございます物価高騰対応子育て応援手当。この支給に係る補助になります。事務費及び支給額の補助を見込んでございます。

歳出については担当課のほうより説明を申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほど説明のありました歳入での歳出部分についてご説明申し上げます。

6ページのほうご覧いただきたいと思います。

款の3、民生費。2項、児童福祉費。1目、児童福祉総務費でございます。10節、需要費につきましては子育て応援手当支給事務費として消耗品費2万円。11節、役務費の通信運搬費として郵便料2万2,000円。振込手数料として3万円をお願いするものです。19節、扶助費812万円につきましてはゼロ歳から高校生年代までの子育て世帯に対して、子ども一人あたり一律2万円の支給をするものでございます。支給対象者は令和7年9月分の児童手当の受給者及びそれ以降から令和8年3月31日までに生まれた子の児童手当受給者となります。対象者につきましては406人を見込んでおります。なお、申請につきましては、原則、申請不要のプッシュ型で支給となります。

款の10、教育費。教育総務費、2目、事務局費につきましては人件費に充当するための

財源振替でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 予備費に5万円増額をさせていただいて予算編成をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 歳出の扶助費。これあの、いつ頃までに、扶助される側の手元に届くという計画でしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） これから準備のほう進めてまいります。案内通知ですとか、周知をさせていただいて、事務のほうを進めて、遅くとも2月の5日に支給されます児童手当の支給日までには手元に届くように進めたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第79号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。



◎蒲生公民館解体工事の経費負担に係る陳情について

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第9、陳情7-6 蒲生公民館解体工事の経費負担に係る陳情についてを議題といたします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、矢沢明伸君。

委員長は登壇願います。

〔総務常任委員長 矢沢明伸君 登壇〕

○総務常任委員長（矢沢明伸君） それでは、総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告します。

（1）審査事件、陳情7-6 陳情書 蒲生公民館解体工事の経費負担に係る陳情についてであります。（2）審査経過。本件は、令和7年9月会議において付託を受け9月9日、10月17日、12月2日の委員会で審査しました。決定は不採択であります。（4）理由としまして、本件は蒲生公民館解体工事の経費負担に係る支援措置の陳情であった。対象施設の集落での利用状況と管理経過のほか、現地調査を行い陳情案件の集落負担にかかる集会施設整備にかかる条例等との整合性を確認、審査した結果、対象施設の解体は対象外との結論となった。しかしながら、解体には多額の経費が必要であり、集落での自己資金では限度がある状況も推察される。さらに審査の経過の中で、町内に蒲生集落と同様の管理形態の集落も存在することも確認された。同じ管理形態を有する集落の同様の事案への対応も含めて、集落の負担軽減のための措置を講ずる必要がある。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 報告が終わりました。

委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） ちょっと教えていただきたいんですけど、一応まあ、決定としては不採択なんですけど、この理由の文書を読みますと、全面的に不採択であると言い切ってる感じ

でもなくてですね、やっぱりその、何らかの措置を講ずる必要があるというふうにも結んでもすし、こういったその理由の、半分以上ですね、後段の部分、こういった流れになった経過をちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 委員長。

○総務常任委員長（矢沢明伸君） 今回の陳情案件につきましては、蒲生集落が蒲生公民館、旧蒲生公民館の解体工事に係る支援措置ということでありました。それで、その陳情の中には只見町集会施設整備事業分担金徴収条例、そちらを適用して支援措置を講じていただきたいということでありました。で、委員会でも審査した結果、理由のほうでも述べておりますが、現在の集会施設整備に係る、いわゆる町での条例と規則については、この対象施設の関係については対象外であるという内容であります。それで新築と併せて解体というのはセットであります。蒲生集落のような解体、いわゆる集落でのそういう分については想定をしておらないという状況です。しかしながらのほうでも述べておりますが、集落のほうの（聴き取り不能）いろいろ状況を鑑み、なかなか、蒲生集落単独での対応は難しい状況も推察されるということで、このように今後の別の集落の対応も含めて、やはり同じ集会施設として使用した経過もありますので、やはり負担の軽減の措置を講ずる必要があるんだということで委員会の結論となった結果です。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

なければ、質疑なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

ただ今の委員長報告のとおり不採択とするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、陳情7-6は委員長の報告のとおり決定されました。



◎12月会議以降における正・副議長、議員の公務出張について

○議長（佐藤孝義君） 続いて、12月会議以降における正・副議長、議員の公務出張等についてお諮りいたします。

12月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。



◎町長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、ただ今、議長より発言の許可をいただきましたので、令和7年只見町議会12月会議が散会されるにあたり一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

本12月会議は、去る16日から本日までの4日間に亘りまして慎重にご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

まず一般質問につきましては、9名の方から貴重なご提言を含むご質問をいただきましてありがとうございました。

町民の生活に直結している朝日診療所をはじめ、医療関係の問題であったり、今年全国的な傾向ではありますが、熊の出没による鳥獣被害対策の対応、今後の見通し、また、交流センターの今後、防災機能の充実、移住・定住というふうに町民に直結した、まず質問をいただきました。

そして、さらには将来の町の担い手である子ども達の幼・小・中の連携の強化であったり、

小学校統合に対する方針、考え方のご質問もいただきました。

そしてあの、八十里の開通を見据えまして、その町の取り組み、そして公共施設、用地等の今後の方針、方向性のお質しもいただきました。

またあの、町の政策監の役割についても縷々、ご質問をいただきました。

そして、国政の部分が多くございますが、柏崎刈羽原発の再稼働による町民の安心安全、そういった、本当にあの、大切な、貴重な、かつ多岐にわたるご質問をいただきましたこと誠にありがとうございました。

一般質問の答弁の中でも答弁させていただきましたように、しっかりとそれぞれの課題や、それぞれの新たな取り組みを、なるべく早く、速やかに、その方向性を示せるように引き続き努力してまいりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

そして、議案審議につきましては、まずは第8次只見町振興計画ということで、今後10年間の基本構想、そして、今回から前期・後期というふうに二つに別れましたが、前期基本計画をご議決いただきました。

また、本日、追加議案であります、只見地区の新たな農地の圃場整備に伴う追加議案も可決いただきました。そして、各補正予算を通じまして様々ご質問をいただきまして、視線を町民視線で速やかにやるということの大切さを改めてご指摘いただきました。いただきましたご指摘はしっかりと踏まえまして、今後さらに精進、努力をしてみたい考えでありますので、引き続きご理解を賜りますとともに、ご指導・ご提言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

いよいよ12月も押し迫ってまいりまして、本日、この後、只見スキー場のスキー場開きあります。そういったことで雪の状況、今朝も非常に寒うございましたが、見通しはつきませんが、本当に除雪オペレーターの方、ご家族の方、関係の建設会社、関係機関の農業法人も含みますが、そういった方々のお力をお借りして厳しい只見町の冬を乗り越え、そして、2月の第53回の只見ふるさとの雪まつりということで、只見町の新たな発展に尽くす雪まつりにも尽力してまいりたいというふうに思います。

どうかこれから益々、寒さ厳しくなりますが、議員の皆様におかれましては益々ご健勝にご留意され、益々のご活躍と只見町町政発展のためのご指導・ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、12月会議散会にあたっての私からの御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） 議長からも一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の12月会議は通算4日間の日程ではありましたが、議員各位のご協力により日程通り全て終了することができました。

当局におかれましては、一般質問等で出されました意見あるいは提言に特に留意され、町政進展のため、今後とも努力されますようお願いいたします。

議員各位におかれましては、年末年始を間近に控え、何かとご多用になりますが、健康には十分注意され、ご活躍いただきますよう心よりお願い申し上げます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午前11時59分）